# 事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第95号 2014年7月25日

http://www.nunokawa.co.jp/

発行人

布川税務会計事務所 ㈱布川計算センター

編集責任者

髙橋毅志

## 債権回収について(1)

顧問弁護士 布川 博良

1. 取引先に商品を納入したのに売掛金を払ってくれない!知人にお金を貸したが返済期限が過ぎても返してくれない!

事業をされている方はもちろん、そうでない方にとっても、このような問題に遭遇することは珍しいことではないでしょう。

このような場合、一般的には、まず裁判外での請求や交渉によって債権の回収を図ることになります。しかし、支払に応じる気配が債務者に全く見られず、裁判外での請求や交渉を続けても回収が見込めないというときは、裁判手続を通じて債務者から強制的に債権を回収することを検討せねばなりません。

そこで、本稿では、裁判手続を通じた債権回収が実際にどのような方法、手順で行われるのかを、実務的な観点から説明していきたいと思います。もっとも、本稿は法律専門家以外の方に裁判手続の全体像を**俯瞰**的にイメージしていただくことを目的としております。したがって、「実務的な観点」といっても裁判手続の細部までにはあまり立ち入っておらず、手順を簡易化、単純化して説明している部分が多分に存在します。読者の皆さんにはこの点をご留意いただければと思います。

- 2. さて、債権回収のために裁判所を利用する方法はいくつかあります。裁判所に債務者との協議の場を設けるよう求めたり(調停手続)や、担保として提供を受けていた物件の競売を実行する(担保権実行による競売手続)のも裁判所を利用した手続といえます。しかし、もっとも典型的な手続は、勝訴判決を得るために債務者を被告として民事訴訟を提起することでしょう。以下では、この民事訴訟手続について説明します。
- 3. 民事訴訟手続がどのように進行していくかを説明する前に、そもそもの問題として、民事訴訟で勝訴判決を得ることの意味について理解しておかねばなりません。

ここで注意すべきは、民事訴訟での勝訴判決(金銭の支払を求めていた場合、勝訴判決の主文には「被告は、原告に対し、金 円を支払え。」と記載されます。)を得たことによって、債権の回収が完了するわけではないということです。裁判所は判決によって、債務を弁済するよう命令してはくれますが、それ以上のこと、例えば、債務者の保有資産を調査したり、債務者の財産を差し押さえたりしてくれるわけではありません。

勝訴判決を得た債権者が債権回収を実現するためには、この勝訴判決を根拠に、これまでの訴訟手続とは全く別の手続として、裁判所に対して強制執行を申し立てる必要があります。そして、債務者に支払を命じた判決に基づいて強制執行をする場合、その執行の対象となるのはあくまで債務者自身の財産であって、例えば債務者の配偶者や、債務者が経営する法人そのものが保有する財産は対象にはなりません。強制執行手続が奏功するかは、結局は債務者が換価価値のある資産を所有しているかどうかにかかわるのです。

4. 以上に述べたとおり、任意に支払をしない債務者から債権を回収するには、民事訴訟を 提起して勝訴判決を取得し、しかるのちに強制執行手続を行う必要がありますが、一方で、 これらの手続を行えば必ず債権回収が実現できるというものではありません。

したがって、民事訴訟手続の選択にあたっては、勝訴の見込みがあるかどうかはもちろん、回収の見込みがあるか、具体的には被告となる債務者に執行可能な財産があるかどうかを検討しなければなりません。

5. 次回からは民事訴訟手続が具体的にどのように進行していくかを説明します。

## 相談コーナー 第1回

副所長・弁護士・税理士 布川 博樹

### よくあるご相談

父親が高齢になり、家族間で父親の財産をどのように分けようかという話しになりました。 父親に遺言書を作ってもらうことになったのですが、遺言書の書き方が分かりません。

#### 回 答

遺言書には普通方式と特別方式がありますが、特別方式遺言は死亡の危急に迫った者がする場合等、特別な場合に認められるものです。一般的には普通方式遺言が行われます。普通方式遺言の中には 自筆証書遺言、 公正証書遺言、 秘密証書遺言があります。

偽造、変造のおそれがなく、方式違背も生じにくい 公正証書遺言がおすすめです。

#### 1 遺言の方式

自筆証書遺言とは遺言者が自筆で遺言の内容の全文と日付と氏名を書いて、押印することにより作成する遺言である。

公正証書遺言とは、遺言者が公証人に遺言の内容を口頭で述べ、これを公証人が筆記して作成する遺言である。

秘密証書遺言とは、遺言者が署名押印した遺言書を封印して公証人に提出し、公証人が封 紙に提出日付と遺言者の申し述べる住所氏名を書いて作成する遺言である。

### 2 メリット・デメリット

	メリット	デメリット
自筆証書遺言	・手数料がかからない ・遺言の作成・内容を秘密にできる	・偽造・変造の危険がある ・方式違背が生じる可能性が高い
公正証書遺言	・偽造・変造のおそれがない ・方式違背になるおそれがない ・紛失のおそれがない	・遺言の作成・内容を秘密にできない ・手数料がかかる ・証人が2人必要
秘密証書遺言	・偽造・変造のおそれがない ・遺言書の内容を秘密にできる	・遺言の作成を秘密にできない ・手数料がかかる ・方式違背が生じる可能性が少なからずある ・証人が2人必要

## 職員紹介 33

氏名:金澤 智史 入所年月:平成26年6月 所属課:第1課



平成 26 年 6 月に入所いたしました。筑波大学(化学系)で学んだ後、研究機関等に勤めておりましたが、このたび一念発起して税務・会計の世界で働かせていただくことになりました。

出身は栃木県宇都宮市ですが、茨城に移り住んで十余年になり、愛着も強くなってきました。今は、地元の方々に貢献できる仕事ができるチャンスだと張り切っています。専門的な知識を身につけることはもちろんのこと、普段の会

話・行動で関与先や周りの方々から信頼を得られるように、愚直に努力を重ねていく所存です。

上司のひとこと 入所して1ヶ月。毎日の仕事の中で感じたのは幅広い分野の知識が豊富なこと、性格が温厚で礼儀正しいことです。早く一人前の監査担当者に育って欲しいと思っています。 (所長代理 殿岡 勝夫)

#### \_ 編集後記 \_

今回は、 当事務所の顧問布川博良弁護士による「債権回収」について、 副所長の布川博樹による「遺言の書き方」について掲載いたしました。税務だけではなく、法律関係についても気軽に当事務所にご相談ください。 (髙橋 毅志)